

第10期 西蒲区自治協議会委員の構成について（案）

現行（第9期）

1号(9)	巻地区コミュニティ協議会
	漆山地域コミュニティ協議会
	峰岡地区コミュニティ協議会
	松野尾地域コミュニティ協議会
	角田地区コミュニティ協議会
	岩室地域コミュニティ協議会
	西川地域コミュニティ協議会
	潟東地域コミュニティ協議会
	中之口地区コミュニティ協議会
2号(13)	JA新潟かがやき（女性部）
	西蒲原土地改良区
	西蒲区農村地域生活アドバイザー連絡会
	西蒲区商工会連絡協議会
	西蒲区観光協会連絡会
	西蒲区北国街道まち歩きガイドの会
	角田山麓観光まちづくり研究会
	西蒲区社会福祉協議会
	西蒲区支え合いのしくみづくり会議
	新潟市西蒲区民生委員児童委員会長会
西蒲区老人クラブ連合会	
新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部	
新潟市西蒲区スポーツ協会	
3号(8)	地域教育コーディネーター（中学校等）
	地域教育コーディネーター（小学校等）
	ライター/NPO法人福井旧庄屋佐藤家保存会
	防災士
	新潟大学 学生
	コミュニティコーディネーター養成講座受講者
	公募委員
公募委員	

案⇒基本的に現行どおりとする

1号(9)	巻地区コミュニティ協議会	区内の地域コミュニティ協議会等の選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ協議会（又は地域コミュニティ協議会の連合組織）ごとにその構成員のうちから委員を選出 ・結成済みの地域コミュニティ協議会のみが該当し、設立準備組織等は該当しない。 ・コミュニティ協議会が中学校区単位で設立されている場合など、地域の実情に応じて複数の委員選出も可能
	漆山地域コミュニティ協議会		
	峰岡地区コミュニティ協議会		
	松野尾地域コミュニティ協議会		
	角田地区コミュニティ協議会		
	岩室地域コミュニティ協議会		
	西川地域コミュニティ協議会		
	潟東地域コミュニティ協議会		
	中之口地区コミュニティ協議会		
2号(13)	JA新潟かがやき（女性部）	区内の公共的団体等の選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員とする公共的団体等を選定し、選定団体の構成員のうちから委員を選出 ・地方自治法第157条を基本とする区内で公共的な活動を営む団体（法人格の有無を問わない。） ・公共的団体等の例示 商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、土地改良区、観光協会、区老人クラブ連合会、区PTA連合会、NPO、ボランティア団体、区支え合いのしくみづくり会議、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、大学、地区青少年育成協議会 等 ・法人については、主たる事務所に限るが、支店等、区域内に従たる事務所しか有しない団体を選定する場合は第3号委員に該当させる。 ・個人委員については、区内に住所を有する者。有しない個人を選定する場合は第3号委員に該当させる。
	西蒲原土地改良区		
	西蒲区農村地域生活アドバイザー連絡会		
	新潟にしかん商工会		
	西蒲区観光協会連絡会		
	西蒲区北国街道まち歩きガイドの会		
	角田山麓観光まちづくり研究会		
	西蒲区社会福祉協議会		
	西蒲区支え合いのしくみづくり会議		
	新潟市西蒲区民生委員児童委員会長会		
西蒲区老人クラブ連合会			
新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部			
新潟市西蒲区スポーツ協会			
3号(8)	地域教育コーディネーター（中学校等）	前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人委員として、上記第1号及び第2号の委員資格に該当しないが区長が必要と認めた者を選定 ・区長が必要と認めた者の例示 ○有識者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家 等 ○公募による者 ○その他 公民館で実施しているコミュニティコーディネーター養成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者
	地域教育コーディネーター（小学校等）		
	まちづくり実践者		
	防災士		
	新潟大学 学生		
	コミュニティコーディネーター養成講座受講者		
	公募委員		
公募委員			

区ビジョンに基づいた委員の選定

- ①魅力あふれる農水産物を供給するまち
- ②観光とスポーツ・レクリエーションのまち
- ③歴史と文化が生き続けるまち
- ④人が行き交い、にぎわいと活力があふれるまち
- ⑤人の和でつながる安心・安全なあたたかいまち